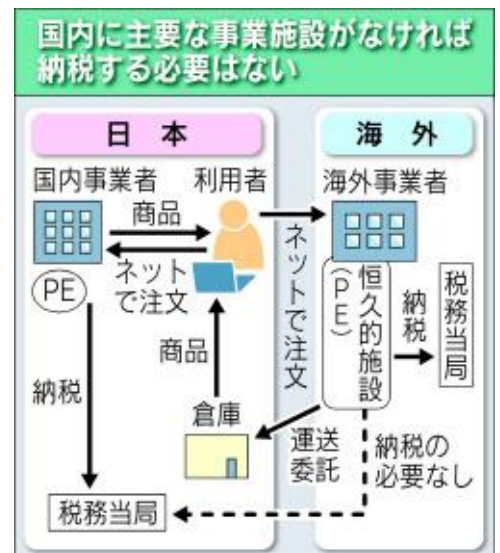


グローバル企業の「税逃れ」問題 ③

アマゾンの場合

インターネットで書籍などを販売している会社アマゾンは、なんと日本で法人税も消費税も納付していません。その節税の仕組みを2013年7月1日の日本経済新聞を参考に、今までの課税庁との交渉経緯とともに説明しましょう。

2009年に東京国税局は、米アマゾン・ドット・コムに関連会社に140億円の追徴課税処分を下しました。アマゾンは千葉県市川市の首都高速道路を降りてすぐの臨海工業地帯に、巨大物流施設を持っており、この施設が米国法人の一部機能を備えた事実上の事業施設（PE：恒久的施設）に当たるとして課税処分をしたのです。しかし、アマゾン側は同施設はPEに当たらない「倉庫」と主張し、本社のあるアメリカに税金を納めているということで抗弁、日米税務当局の協議の末に、日本側の主張は退けられ、結局東京国税局は2010年に還付加算金約6億円を加えて支払っています。



消費税は海外から配信なら「免税」

「Amazon.co.jp が販売する電子書籍などには、消費税は課税されません」米アマゾン・ドット・コムの日本語版ページは電子書籍や音楽ソフトといった電子データへの消費税免税を明記しています。

現在の消費税法では、海外の企業がインターネットで販売する電子書籍などのデータには消費税をかけることができません。アマゾンの合法的な税金逃れの仕組みを見ると、国内企業が同じ電子書籍を販売したとしても、同じ価格であれば、消費税の分だけアマゾンの方が利益が大きくなってしまいます。

現在の国際課税原則では、電子データを国内のサーバーから配信すると消費税の課税対象となりますが、海外企業には納税義務がないのです。電子データを海外から送れば課税対象から外れることとなります。法人税も同様で、海外企業の課税では、国内に支店や事業所などの恒久的施設（PE）を持つ外国企業にしか課税できない「PE原則」があるためです。アマゾンが公表した2012年12月期の日本での売上高は前の期比18%増の78億ドル（約7700億円）ですが、米国法人が通販事業で上げる利益に日本の税務当局は手出しできないのです。

2014年には、この電子データに消費税を課税できるように法令が改正される見込みとなっています。また先進34カ国でつくる経済協力開発機構（OECD）は、国境を越える電子商取引に限ってPE原則を見直し、売上高や雇用者数に応じて課税する案を検討中です。しかし国同士の足並みがそろわなければ、国と企業の富の配分の攻防も始まりません。さらにルール策定が日本の税収増につながるかも不透明です。日本の法人税の実効税率は約38%と米国に次ぐ高さで、国際課税競争に戦えないのです。ある国内大手ネット企業はデータセンター機能の法人税率が17%のシンガポールに移転を検討しているそうです。新ルールができれば、高税率の日本の拠点や人員を減らす動きが加速しかねません。「電子空間で生まれる富が増え、研究開発など企業の資産の無形化も進む。旧来型の産業しか納税しなくなるかもしれない」と政府税制調査会も税の空洞化への危機感強いようです。デジタルエコノミーが生み出す富をどう分かち合うか、国家と国家及び企業と国家の税の攻防は、税制全体の再点検を迫っています。